

第16回 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会

日時：令和3年11月24日（水）

午後7時から午後8時30分まで

場所：県庁防災庁舎4階43・44号室

会 次 第

1 開 会

2 知事あいさつ

3 議事

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る県の対応方針の見直しについて
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの接種について
- (4) その他

4 閉 会

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会 出席者名簿

開催日：令和3年11月24日（水）

（委員）

種別	氏名	所属等
宮崎県感染症対策審議会委員	高橋 透【欠席】	宮崎県市長会（日南市長）
	木佐貫 辰生	宮崎県町村会（三股町長）
	山中 篤志	県立宮崎病院部長
	岡山 昭彦	宮崎県健康づくり協会健康推進部長
	吉田 建世	宮崎県医師会常任理事
	江川 千鶴子	宮崎県看護協会常務理事
	本田 憲一	宮崎県薬剤師会副会長
宮崎県医師会	濱田 政雄	宮崎県医師会副会長
	峰松 俊夫	宮崎県医師会理事
感染症指定医療機関代表	眞柴 晃一	県立宮崎病院副院長
宮崎大学病院医学部附属病院	帖佐 悦男	宮崎大学医学部附属病院長
宮崎県消防長会	杉村 廣一	宮崎県消防長会長

（関係出席者）

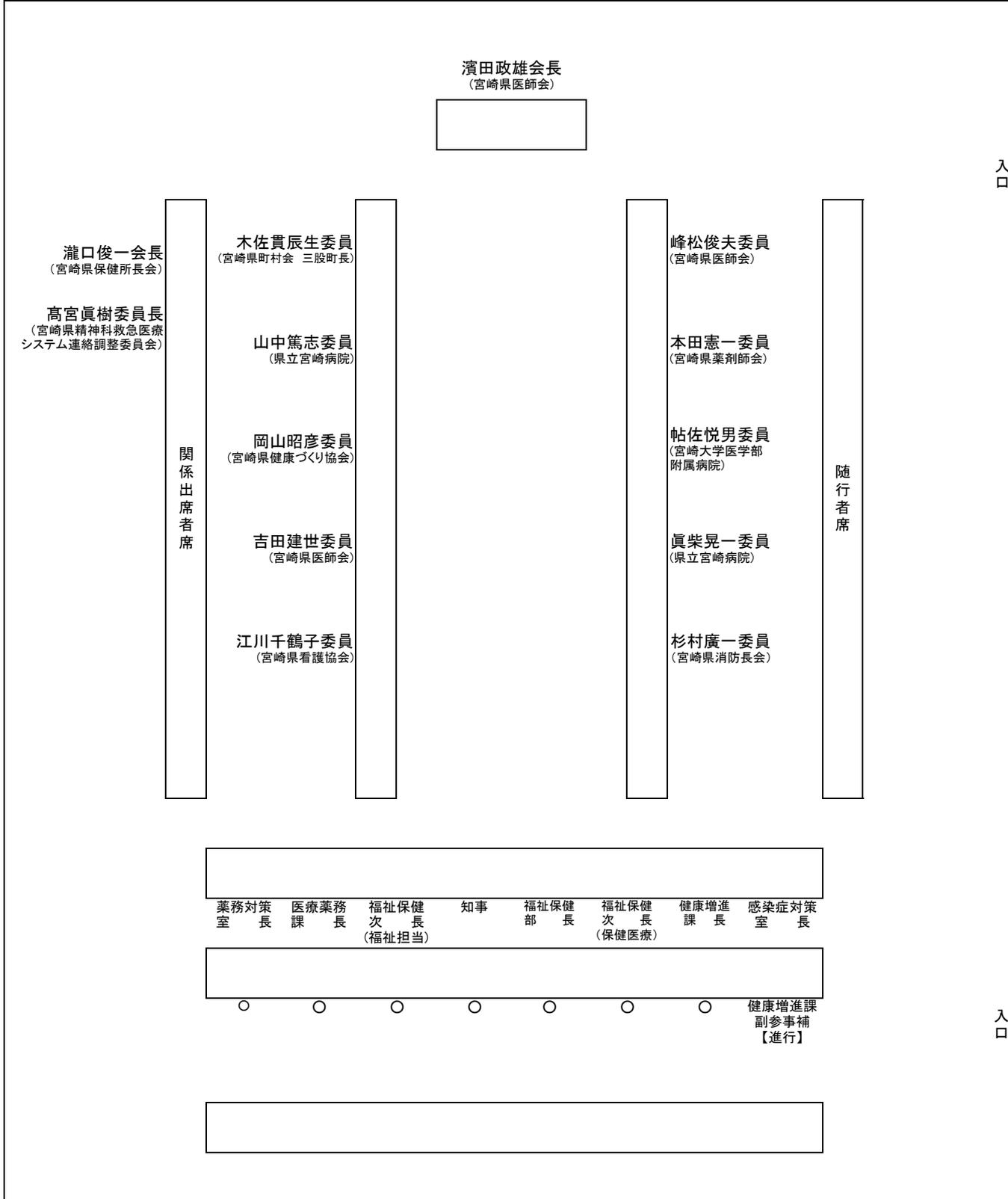
種別	氏名	所属等
宮崎県新型コロナウイルス感染症対策調整本部本部員	落合 秀信【欠席】	統括DMAT 宮崎大学医学部教授
	瀧口 俊一	宮崎県保健所長会長
宮崎県精神科救急医療システム連絡調整委員長	高宮 眞樹	医療法人真愛会高宮病院 理事長

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会

配席図

開催日:令和3年11月24日(水)

場所:県庁防災庁舎4階43・44号室



1 新型コロナウイルス感染症を巡る状況の変化について

- ワクチン接種の進展や新たな治療薬の開発等により、重症化リスクが低減するなど、患者像が変化。
- 今後は、一定の感染規模であれば、一般医療との両立を図りながら、安定的な医療提供が可能。
- このため、感染リスクを引き下げながら、社会経済活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図ることが必要。



<国の基本的対処方針の見直し>

- 「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（R3.11.12政府対策本部決定）を踏まえ、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進める。
- 「新たなレベル分類の考え方」（R3.11.8コロナ対策分科会提言）を踏まえ、緊急事態宣言の発出等の考え方を見直す。（緊急事態宣言：レベル3相当、まん延防止等重点措置：レベル3又はレベル2相当で総合的に判断）
- ワクチン接種の進捗を踏まえ、また、第三者認証制度やワクチン・検査パッケージ等を活用し、飲食、イベント、外出・移動等の行動制限を緩和する。

2 対応方針見直しに係る基本的考え方について

<県の対応方針の見直し>

- 今後の第6波に向けて、医療提供体制のさらなる強化を図りながら、ワクチン接種を一層進捗させ、医療ひっ迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活と社会経済活動の維持を図っていく。

(今後の対策)

- ・ 医療機関、宿泊施設、自宅を含めた総合的な医療提供体制の強化
 - ・ 追加接種を含めたワクチン接種のさらなる推進
 - ・ 「ワクチン・検査パッケージ」をはじめとする国の新たな方針を踏まえた行動制限緩和等への対応
- この方針に基づき、県の対応方針上の行動要請も緩和する。ただし、感染拡大期において、病床のひっ迫等が懸念される場合は、必要な行動制限を行う。
 - 県独自の警報区分（緊急事態宣言、感染拡大緊急警報等）や感染状況区分（赤圏域、オレンジ区域等）など、県民の認知が進み、一定程度定着している仕組みは継続する。

警報等発令の基準について（現行）

＜国の分科会の指標＞

状況	求められる主な対策
ステージ4（感染爆発段階）	
爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階 （病床・重症者病床使用率50%以上、1週間10万人当たり新規感染者数25人以上 等）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の実施 ・不要不急の外出、都道府県間の往來の自粛要請 ・飲食店時短要請 ・イベントの開催制限の更なる厳格化
ステージ3（感染急増段階）	
感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 （病床・重症者病床使用率20%以上、1週間10万人当たり新規感染者数15人以上 等）	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置の実施 ・飲食店等への時短要請 ・厳格なイベントの開催制限 ・感染拡大圏域との往來自粛要請
ステージ2（感染漸増段階）	
感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	<ul style="list-style-type: none"> ・3密回避など基本的な感染予防の徹底 ・ワクチン接種の推進
ステージ1（感染散発段階）	
医療提供体制に特段の支障がない段階	<ul style="list-style-type: none"> ・3密回避など基本的な感染予防の徹底 ・ワクチン接種の推進

＜県独自の警報等発令の基準＞

警報レベル	発令目安	対応例
レベル4 （緊急事態宣言）	<ul style="list-style-type: none"> ・国ステージ4相当 ※1（各指標を総合的に判断） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全域において、赤圏域の対応 ・その他の必要な対応
レベル3 （感染拡大緊急警報）	<ul style="list-style-type: none"> ・国ステージ3相当 ※2（各指標を総合的に判断） 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑及び黄にあっては黄圏域の対応、赤圏域は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定） ・全域における、その他の必要な対応
レベル2 （特別警報）	<ul style="list-style-type: none"> ・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定）
レベル1 （警報）	<ul style="list-style-type: none"> ・黄圏域が1つから3つまで 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域毎に緑又は黄圏域の対応
レベル0 （持続的な警戒）	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての圏域が緑 	<ul style="list-style-type: none"> ・県全域において緑圏域の対応

※1 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数25人程度

※2 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数15人程度

警報等発令の基準について（変更案）

＜国の分科会の指標＞

状況	求められる主な対策
レベル4（避けたいレベル）	
一般医療を大きく制限しても、コロナの医療対応ができない 最大確保病床数を超えた数の入院が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる一般医療の制限 ・積極的疫学調査の重点化 ・国が災害医療的な対応として、都道府県の支援や調整
レベル3（対策を強化すべきレベル）	
一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナへの医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができない（病床使用率や重症病床使用率が50%を越えているなど）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の検討（従来のステージ3, 4相当） ・医療提供体制の強化 ・飲食店やイベントへの制限等の強い対策 ・ワクチン検査パッケージの継続運用又は停止の検討
レベル2（警戒を強化すべきレベル）	
新規陽性者数は増加傾向にあるが、病床数の増加で医療が必要な人への対応ができている	<ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクの高い行動の回避を呼びかけ ・保健所の体制強化 ・病床を段階的に確保
レベル1（維持すべきレベル）	
安定的に一般医療が確保され、コロナ対応も可能な状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種の推進 ・医療提供体制の強化 ・総合的な感染防止対策の継続
レベル0（感染者ゼロレベル）	
新規陽性者数ゼロ	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種の推進 ・医療提供体制の強化 ・総合的な感染防止対策の継続

＜県独自の警報等発令の基準＞

警報段階	発令目安	対応例
緊急事態宣言 (国レベル3相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・国レベル3と同等の医療ひっ迫に至るおそれがある場合※1（感染状況や関係指標を総合的に判断） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県全域において、赤圏域の対応 ・国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を検討 ・その他の必要な対応
感染拡大緊急警報 (国レベル2相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・国レベル2と同等の医療ひっ迫に至るおそれがある場合※2（感染状況や関係指標を総合的に判断） 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定） ・県全域において、その他の必要な対応
特別警報	<ul style="list-style-type: none"> ・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定）
警報	<ul style="list-style-type: none"> ・黄圏域が1つから3つまで 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域毎に緑又は黄圏域の対応
持続的な警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての圏域が緑 	<ul style="list-style-type: none"> ・県全域において緑圏域の対応

※1 第5波の8月中旬の医療ひっ迫状況（当面、入院者数70人程度を想定）

※2 第5波の8月上旬の医療ひっ迫状況（当面、入院者数35人程度を想定）

圏域ごとの感染状況の区分の指定について（現行）

圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	イベント主催者への要請	事業者への要請
緑	感染未確認圏域 ・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○国基準を準用	○ガイドライン遵守
黄 オレンジ	感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に（過去のクラスター発生施設等に注意）	○国基準を準用（状況に応じ判断）	○ガイドライン遵守
	感染警戒区域（※1） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある（※2）	○感染機会に繋がる場面（会食等）の一定の制限（人数、特典等）	○国基準を準用（特に会食を伴う場面は制限）	○状況に応じ、感染機会の制限
赤	感染急増圏域 ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある（※3）	○原則、外出自粛	○国基準を準用（特に会食を伴う場面は制限）	○感染機会の制限

※1 黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と区域の設定を協議）で設定

※2 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数10人程度

※3 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数20人程度

圏域ごとの感染状況の区分の指定について（変更案）

圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例			
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	県民への要請（飲食）	イベント主催者への要請	
緑	感染未確認圏域	・新規感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
	感染確認圏域	・新規感染者が一定に収まっている	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
黄 オレンジ	感染警戒区域（※1）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、病床がひっ迫し、国レベル2相当又はそのおそれがある（※3）	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用
	感染急増圏域（※2）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、病床がひっ迫し、国レベル3相当又はそのおそれがある（※4）	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛（感染状況に応じて、原則、外出自粛）	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用

- ※1 原則、黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する
- ※2 原則、圏域単位で指定するが、感染状況によっては、市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する
- ※3 当面、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数20人程度を想定
- ※4 当面、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数40人程度を想定

県外との往来・来県等について

■ 県外との往来について

区分	新規感染者 (直近1週間の人口10万人)	これまでの対応	今後の対応
①感染注意地域	2.5人超	往来は感染防止対策の徹底を	-
②感染流行地域	5人超		
③感染拡大地域	15人超	不要不急の往来自粛	不要不急の往来自粛（ワクチン・検査パッケージ適用者は対象外）
④まん延防止等重点措置区域	国指定		
⑤緊急事態措置区域			

■ 県外からの来県について

区分	新規感染者 (直近1週間の人口10万人)	これまでの対応	今後の対応
①まん延防止等重点措置区域	国指定	不要不急の往来自粛	不要不急の往来自粛（ワクチン・検査パッケージ適用者は対象外）
②緊急事態措置区域			

■ その他

- ・ 飲食店等に対する営業時間短縮の要請については、国の「まん延防止等重点措置区域」の適用によることを原則とするが、感染拡大防止の観点から必要があれば、県独自の実施を検討

宮崎県の対応方針（案）

令和3年11月〇日改正

1. 基本的な考え方

- (1) ワクチン接種の進展や治療薬の開発等により、軽症者の割合が多くなるなど、患者像が変化する中で、一定の感染規模であれば、一般医療との両立を図りながら、安定的な患者対応が可能となる。
- (2) このような状況の変化を踏まえ、今後は医療提供体制のさらなる強化を図りながら、ワクチン接種を一層進捗させ、医療ひっ迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活と社会経済活動の維持を図る。
- (3) 県内の感染状況を踏まえ、新規感染者数などを目安に、原則として二次医療圏域*ごとに感染区分を指定し、同圏域内の住民に対し、必要な行動要請を行う。
- (4) 感染区分や関係指標等を目安に、県下全域に警報を発令する。
- (5) 県内外の感染状況について、適切に周知広報を行い、県民の行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐ。

※ ①延岡・西臼杵圏域、②日向・東臼杵圏域、③宮崎・東諸県圏域、④西都・児湯圏域、⑤日南・串間圏域、⑥都城・北諸県圏域、⑦小林・えびの・西諸県圏域

2. 圏域ごとの感染状況の区分と行動要請例

圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	県民への要請（飲食）	イベント主催者への要請
緑	感染未確認圏域 ・新規感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
黄	感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
オレンジ	感染警戒区域（※1） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル2相当又はそのおそれがある	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用
赤	感染急増圏域（※2） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル3相当又はそのおそれがある	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛（感染状況に応じて、外出自粛を要請）	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用

※1 原則、黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する

※2 原則、圏域単位で指定するが、感染状況によっては、市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する

3. 警報

(1) 県内について

表示		発令目安	対応例
	緊急事態宣言 (国レベル3相当)	・国レベル3相当 (感染状況や関係指標を総合的に判断)	・県全域において、赤圏域の対応 ・国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を検討 ・その他の必要な対応
	感染拡大緊急警報 (国レベル2相当)	・国レベル2相当 (感染状況や関係指標を総合的に判断)	・圏域ごとに緑、黄又は赤圏域の対応 (オレンジ区域は個別に設定) ・県全域において、その他の必要な対応
	特別警報	・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上	・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応 (オレンジ区域は個別に設定)
	警報	・黄圏域が1つから3つまで	・圏域毎に緑又は黄圏域の対応
	持続的な警戒	・全ての圏域が緑	・県全域において緑圏域の対応

※感染拡大緊急警報又は緊急事態宣言の発出を総合的に判断する前に、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会の意見を聞くものとする。
(意見を聞く協議会の開催等の一つの目安は国レベル2相当以前)。

(2) 県外について

次の地域表示により、全国の感染状況を適宜公表する。

- ①感染注意地域 (直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が2.5人を超えた都道府県)
- ②感染流行地域 (直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が5人を超えた都道府県)
- ③感染拡大地域 (直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が15人を超えた都道府県)
- ④まん延防止等重点措置区域 (国指定)
- ⑤緊急事態措置区域 (国指定)

なお、③～⑤の地域については、必要に応じて、県民の方への往来自粛、県外の方への来県自粛を要請する。

宮崎県の対応方針（案）

4. 持続的な警戒態勢

- ・ 県民に、基本的な感染防止対策（「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）の徹底を要請するとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促進する。
- ・ 県民に、『会食の「みやざきモデル」』を推奨するとともに、飲食店の第3者認証制度「ひなた飲食店認証制度」を推進する。
- ・ 全ての事業者に対して、ガイドラインの作成・実践・遵守を要請する。
- ・ 高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等に対して、基本的な感染防止対策の徹底に加え、感染者発生に備えた対応を要請する。なお、利用者又は職員に感染者が確認された場合、当該施設等への必要な検査を実施するとともに、事業継続体制等の支援を行う。

5. その他

市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、当該対応方針を踏まえた対応への理解及び協力を求める。

6. 適用

令和3年3月5日付け宮崎県対応方針を改正し、令和3年11月〇〇日からこの対応方針を適用する。ただし、今後の国の方針や感染状況、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。

宮崎県の対応方針（現行）

令和3年3月5日改訂

1. 基本的な考え方

- (1) 感染リスクはゼロにならないことを前提（コロナとともに生きていく）に、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指す。
- (2) 県内の感染状況については、二次医療圏域※ごとに、新規感染者数などを目安として設定する3つの圏域区分への該当性を判断し、当該圏域における行動要請例を示す。特に、感染が急増する市町村単位などの区域において、いわばスポット的に、感染の主な要因である感染機会に繋がる場面に焦点を当てた措置を、一定期間、講じる。
- (3) 感染区分数や国が示す指標等を目安として、県民の行動変容を促すため、警報を発令する。
- (4) 県民に対し、速やかに圏域区分毎の行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐために、適宜周知広報を行う。

※ ①延岡・西臼杵圏域、②日向・東臼杵圏域、③宮崎・東諸県圏域、④西都・児湯圏域、⑤日南・串間圏域、⑥都城・北諸県圏域、⑦小林・えびの・西諸県圏域

2. 圏域ごとの感染状況と行動要請例

区分		一例（以下を目安として、総合的に判断）	行動要請例		
			県民への要請（外出）	イベント主催者への要請	事業者への要請
緑	感染未確認圏域	・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○国基準を準用	○ガイドライン遵守
	感染確認圏域	・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に（過去のクラスター発生施設等に注意）	○国基準を準用（状況に応じ判断）	○ガイドライン遵守
黄	オレンジ 感染警戒区域（※）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある	○感染機会に繋がる場面（会食等）の一定の制限（人数、特典等）	○国基準を準用（特に会食を伴う場面は制限）	○状況に応じ、感染機会の制限
赤	感染急増圏域	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある	○原則、外出自粛	○国基準を準用（特に会食を伴う場面は制限）	○感染機会の制限

※：黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と区域の設定を協議）で設定

3. 警報

(1) 県内について

表示		発令目安	対応例
	レベル4 (緊急事態宣言)	・国指標ステージ4相当 (各指標を総合的に判断)	・全域において、赤圏域の対応 ・その他の必要な対応
	レベル3 (感染拡大緊急警報)	・国指標ステージ3相当 (各指標を総合的に判断)	・緑及び黄にあっては黄圏域の対応、 赤圏域は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定） ・全域における、その他の必要な対応
	レベル2 (特別警報)	・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上	・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応 (オレンジ区域は個別に設定)
	レベル1 (警報)	・黄圏域が1つから3つまで	・圏域毎に緑又は黄圏域の対応
	レベル0 (持続的な警戒)	・全ての圏域が緑	・県全域において緑圏域の対応

※県が感染拡大緊急警報又は緊急事態宣言の発出を総合的に判断する前に、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会の意見を聞くものとする（意見を聞く協議会の開催等の一つの目安は国指標ステージ3相当以前）。

(2) 県外について

①感染注意地域（目安として、当該都道府県等において、直近1週間の新規感染者数が10万人あたり2.5人を超えた地域）：訪問する方は、感染防止に十分な注意を要請

②感染流行地域（目安として、当該都道府県等において、外出自粛要請などの対応が採られた地域又は、直近1週間の新規感染者数が目安として10万人あたり5人を超えた地域）：往来については、その必要性を十分に判断の上、慎重な行動を要請

③緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域、感染拡大地域（目安として、当該都道府県等において、直近1週間の新規感染者数が人口10万人あたり15人を超えた地域）：不要不急の往来自粛

※これらの地域表示に加え、必要に応じて、一定の都道府県等について、県民の方への往来自粛、県外の方への来県自粛を要請

宮崎県の対応方針（現行）

4. 持続的な警戒態勢

- ・ 県民に、基本的な感染対策（3密回避、マスクの着用、手洗い、手指消毒等）の徹底を要請するとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促進する。
- ・ 県民に、『会食の「みやざきモデル」』を推奨する。
- ・ 全ての事業者に対して、ガイドラインの作成・実践・遵守を要請する。
- ・ 高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等において、利用者又は職員に感染者が確認された場合、当該施設等への必要な検査を実施するとともに、事業継続体制等の支援を行う（詳細は県と協議）。

5. その他

市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、当該対応方針を踏まえた対応への理解及び協力を求める。

6. 適用

令和2年12月2日付け宮崎県対応方針を改正し、令和3年3月5日からこの対応方針を適用する。ただし、国の方針や感染の広がり、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。

【対象地域】 県内全域

【要請内容】

① 会食時の「みやざきモデル」の推奨

- ・ 感染リスクの高まるような大人数、長時間での会食は控えてください
- ・ ひなた飲食店認証制度認証店を利用しましょう
(※県では、飲食店からの認証申請を受け付け、順次認証手続きを実施中)

② イベント開催における制限

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

- ・ 収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内
 - ・ 人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
- ※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、収容定員まで追加可（大声なしが前提）

③ 高齢者施設・障がい者施設の面会

- ・ 感染対策を徹底の上、人数・時間を最小限でお願いします

④ 高齢者施設従事者等の会食

- ・ 高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、できるだけ身近な人とお願いします

イベントの開催に係る感染防止安全計画の提出について

5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、人数上限が緩和（収容定員まで追加可（大声なしが前提））

原則	感染防止安全計画策定後 (大声なしが前提)
収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度 収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内 人数上限：5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	<u>収容率：100%</u> <u>人数上限：なし</u> ⇒ <u>収容定員まで追加可</u>

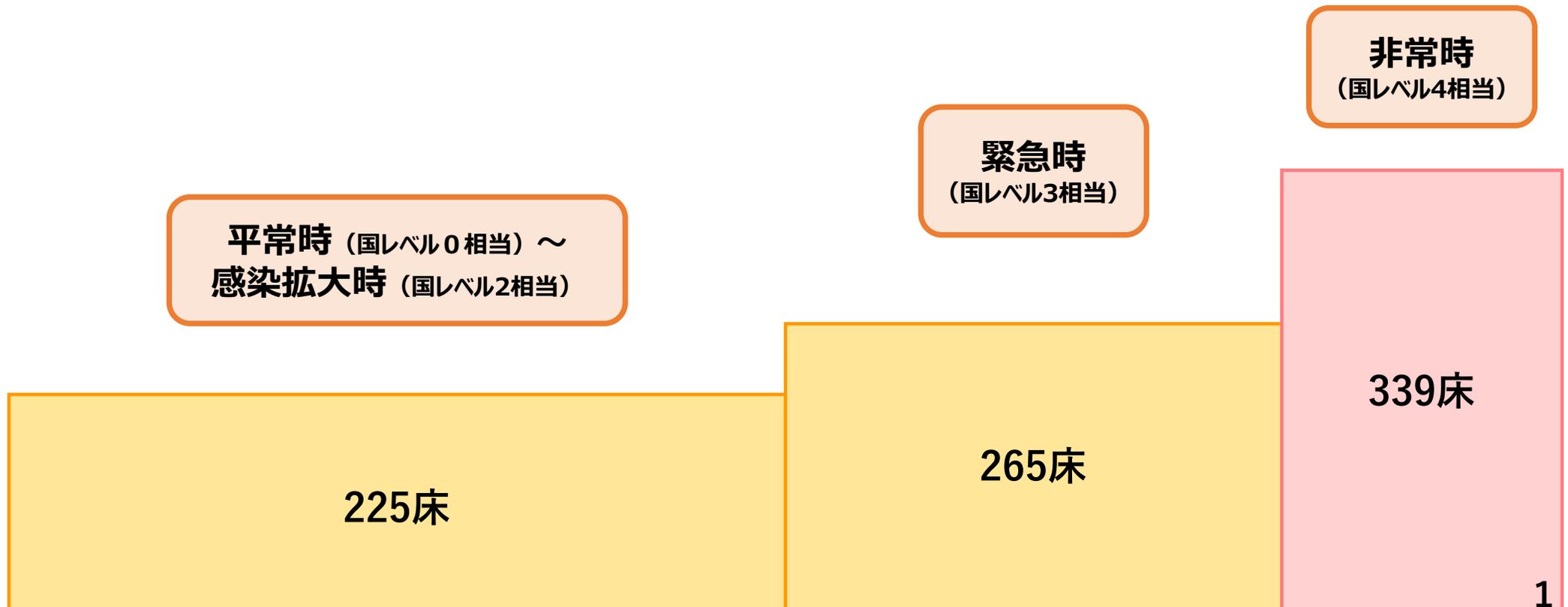
- ・ 今後、イベントの開催においては、主催者は「感染防止策チェックリスト」を作成し、HP等での公表及び1年間の保存が必要
- ・ これまでの「全国的な移動を伴う又は参加者が1,000人を超えるようなイベント」を対象とした事前相談制度は廃止
- ・ 5,000人超で人数上限の緩和を図るイベントは、「感染防止安全計画」の策定及び県への提出が必要

1 入院受入体制の強化

■入院受入病床の確保（332床→339床）

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西臼杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
9.1時点	121	61	64	20	13	18	10	307
9.28時点	124	66	64	24	17	27	10	332
11.25時点	128	67	64	25	17	28	10	339

※緊急時までの最大確保病床数：265床（うち重症者用病床15床）



次の感染拡大に向けた医療提供体制について

■回復期の患者の受入先となる後方支援病院の確保（40医療機関→59医療機関）

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西臼杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
7.1時点	10	9	7	4	4	3	3	40
11.25時点	15	14	9	7	4	5	5	59

2 宿泊療養体制の強化

■宿泊療養施設・居室の確保（5施設、450室）

圏域	県央	県西	県北	計
11.25時点	300	90	60	450

- ・5施設同時運用に向けた人員の確保及び広域運用のための搬送体制の確保

3 自宅療養体制の強化

■食料等の生活支援セット配送体制の確保

■医師・看護師による健康観察体制の確保

- ・保健所と連携して健康観察を行う訪問看護ステーションの確保

【圏域ごとの協力訪問看護ステーション数】

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西臼杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
8.6時点	11	3	-	3	2	1	1	21
11.25時点	21	5	5	5	3	3	3	45

- ・医師による電話（オンライン）診療体制を強化（夜間・休日を含む）

■外来診療受入体制の強化

- ・各医療圏における受入体制の確保（夜間・休日を含む）

4 重症化予防の推進

■抗体カクテル療法実施体制の強化

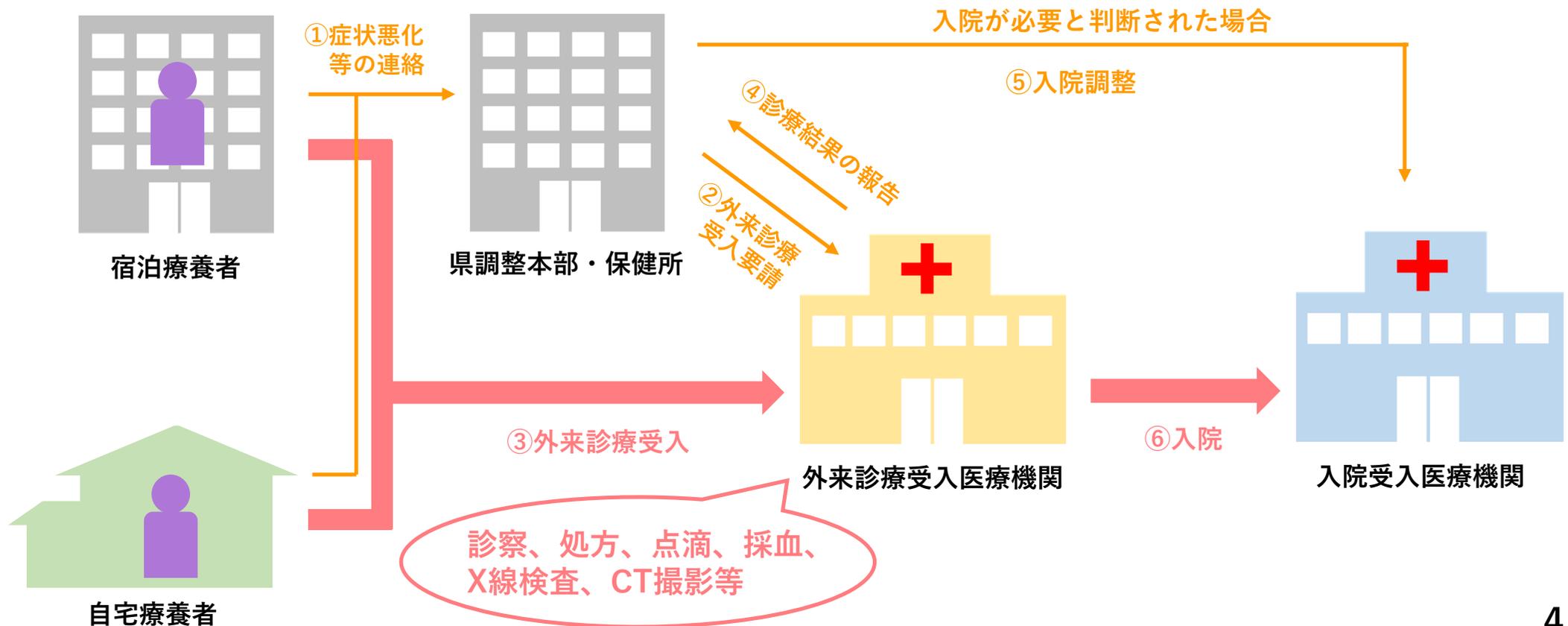
- ・保健所と連携して、自宅、宿泊療養者へ抗体カクテル療法を実施する協力医療機関の確保（11医療機関→21医療機関）
- ・感染状況に応じた重症化予防センターの円滑な運営

■経口治療薬の実用化を見据えた処方体制の構築

外来診療受入医療機関への支援について

県及び保健所からの要請により、症状が悪化した自宅・宿泊療養者の外来診療を受け入れる医療機関を確保し、適切な初期治療を行うとともに、症状に応じた適切な入院調整を行う。

- 外来診療受入療医療機関への支援
自宅・宿泊療養者の外来診療受入れに応じた支援を実施



- 1 保健所の積極的疫学調査に基づく幅広い検査の継続
- 2 感染状況に応じて繁華街や高齢者施設等への一斉検査の実施
- 3 新たな変異株に対する早期探知の検査の実施
- 4 県境往来者・一般県民向けPCR検査支援の継続
- 5 国のPCR検査等の無料化の方針を踏まえた検査体制の確保

○無料化の対象について

- ①健康理由等によるワクチン未接種者のワクチン・検査パッケージ適用等
のための検査
- ②感染拡大傾向時^{*}における知事の「感染不安を感じる無症状者への検査受
検の要請」に基づく一般検査 ※「感染拡大緊急警報」発令時を想定

○検査所について

店舗等を活用した検査所の開設等により、県内各地での検査体制の構築を目指す。

○今後のスケジュールについて

1 2月中の稼働開始を目指すとともに、その後も順次拡大していく。

飲食店における「ワクチン・検査パッケージ制度」について

1 制度の趣旨

感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等においても、感染リスクを低減させることにより、飲食における行動制限の緩和を可能とするための制度。

2 行動制限緩和の適用事業者

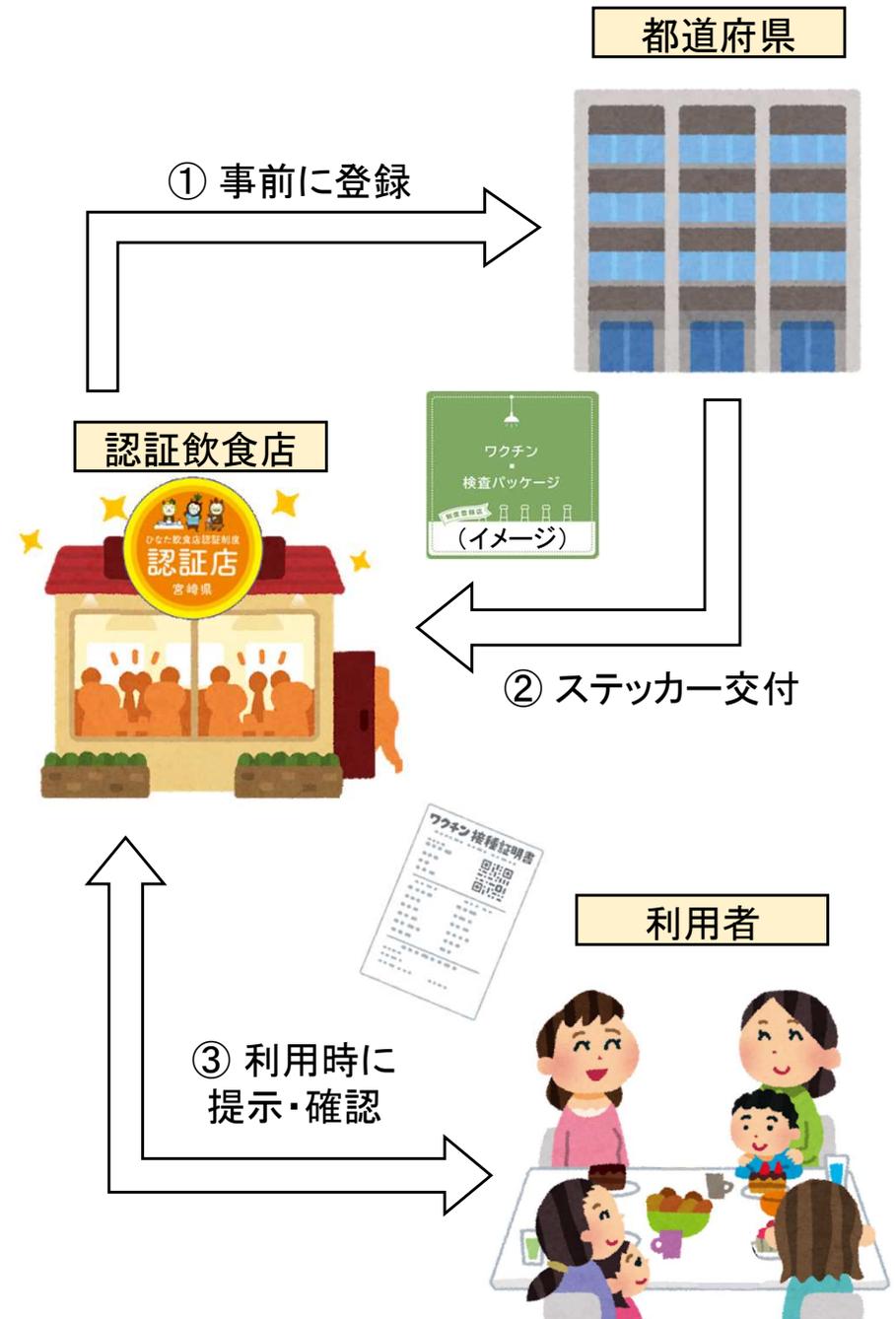
当県における第三者認証制度（ひなた飲食店認証制度）の認証を取得した事業者のうち、制度の適用を受けるために登録した事業者。

3 行動制限緩和の具体的な内容

登録された飲食店については、利用者の人数制限（一卓4人以下の会食の要請・呼びかけ）を緩和し、感染の状況にかかわらず、制限なしとする。

4 今後の取組

ホームページ上に登録申請フォームを設置し、登録店を公表する。認証店への通知及びホームページや新聞広告等を活用した制度の周知を行う。



ひなた飲食店認証制度の取組状況について

利用者が安心して飲食を楽しむことが出来る環境を整備するため、県が定めた55項目の認証基準に沿って、感染防止対策を実施している飲食店を県が認証する制度。
認証基準を満たしていると確認できた飲食店には、認証書と認証ステッカーが交付される。

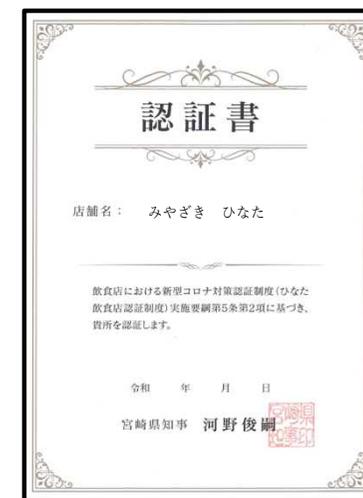
現在の取組状況 (対象施設：約7,000店舗)

	申請数	施設調査数	認証数
宮崎市	1,912	1,533	1,496
都城市	706	638	608
延岡市	560	448	412
その他	1,675	1,600	1,159
合計	4,853	4,219	3,675

(令和3年11月22日現在)



認証ステッカー



認証書

(1) 利用者への周知

- ・ ホームページや新聞で認証店舗を随時公表
- ・ ホームページや新聞広告及びフリーペーパー等を活用した認証制度等の周知

(2) 認証店拡大への取組

- ・ 新聞広告等を活用した申請フォームや講習会の周知

圏域ごとの新型コロナウイルス感染症患者入院病床

		9月28日時点	11月24日現在	圏域計
宮崎東諸県	感染症指定医療機関	7	7	128
	協力医療機関等	117	121	
日南串間	感染症指定医療機関	4	4	10
	協力医療機関等	6	6	
都城北諸県	感染症指定医療機関	4	4	67
	協力医療機関等	62	63	
西 諸	感染症指定医療機関	4	4	25
	協力医療機関等	20	21	
西都児湯	感染症指定医療機関	4	4	17
	協力医療機関等	13	13	
日向入郷	感染症指定医療機関	4	4	28
	協力医療機関等	23	24	
延岡西臼杵	感染症指定医療機関	4	4	64
	協力医療機関等	60	60	
合計		332	339	339

※入院病床数については、診療等の状況により変動する可能性がある。

※各圏域の病床数を超える患者が発生した場合は他の圏域で受け入れる。

※今夏の感染拡大を踏まえ、国の示した推計方法に基づき、今後の感染拡大時での県内の最大必要病床数を340床と想定。

1. ワクチン接種状況(令和3年11月23日現在)

		1回目	2回目
接種回数		831,701回	818,691回
接種率	12歳以上全対象者(975,230人)	85.3%	83.9%
	全県民(1,087,241人)	76.5%	75.3%

年代別接種率(%)

	12歳以上	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上
1回目	73.9	73.2	74.4	82.5	87.2	88.1	94.7	93.9	93.8	86.9
2回目	70.7	71.0	72.7	81.2	86.3	87.2	94.2	93.3	92.8	85.5

新型コロナウイルスワクチンの接種について

2. 今後の方針

(1) 未接種者への接種の促進

引き続き市町村と連携しながら、接種率のさらなる向上のために必要な施策を進めていく。

(2) 追加接種(3回目接種)の推進

国の追加接種の方針を踏まえ、現在の体制を基盤に、引き続き市町村を支援しながら円滑な接種を進めていく。

①対象者等

原則、2回目接種完了から8か月以上経過した接種を希望する18歳以上の者

②開始時期

12月から医療従事者を対象に開始。

接種券は、2回目接種から8か月経過後に順次発送される。

	令和3年11月	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月	令和4年4月
想定スケジュール	接種券送付	医療従事者				
		接種券送付	高齢者等			
			接種券送付	一般		

③使用ワクチン

mRNAワクチンを用いることとし、当面、ファイザー社製ワクチンを使用。
武田／モデルナ社製ワクチンについては、今後検討。

新型コロナウイルスワクチンの接種について

(3) ワクチンの配分

当面、3月までに必要なワクチンについては、国から配分の連絡済み。

※宮崎県全体で約38万回分

ワクチンの種別	接種可能人数	接種対象人数
ファイザー社	225,810	370,826 (3月まで)
武田／モデルナ社	152,700	
計（3月までの配分量）	378,510	